

# 地方財政審議会付議（決裁）案件

平成30年8月20日（月）

（案件名）

- ・ 平成30年度国の予算等貸付金債に係る同意等について（決裁案件）  
（根拠法令は別紙）

担 当

自治財政局地方債課

能見課長補佐（内23473）

# 平成30年度国の予算等貸付金債に係る同意又は許可について

## 1 事業内容

国の予算又は政府関係機関等から地方公共団体に対して貸付けられる貸付金には、中小企業高度化資金貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等があり、これらを総称して国の予算等貸付金債と呼んでいる。

これら国の予算貸付又は政府関係機関等貸付金は、それぞれ根拠法に基づき、各省庁又は各政府関係機関等の予算によりその所要額が確保される仕組みとなっているが、地方公共団体の側からすれば長期の借入金であることから、地方債として処理する必要があり、地方財政法に基づく総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を必要とする。

## 2 同意等方針

平成30年度地方債同意等基準運用要綱第五の六の2により、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意又は許可を行う。

## 3 地方債計画及び同意等額

### (1) 通常収支分

(単位：億円)

区分	地方債計画 (改正後)	既 同意等額	今回 同意等額	同意等額 計	計画残額
計	281	67	60	128	153
内訳	都道府県・ 指定都市分	—	48	116	—
	市町村・ 特別区分	—	12	12	—

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

※ 既同意等額には届出分（7月分まで）を含む。

### (2) 東日本大震災分（復旧・復興事業）

(単位：億円)

区分	地方債 計画	既 同意等額	今回 同意等額	同意等額 計	計画残額
計	4	—	—	—	4
内訳	都道府県・ 指定都市分	—	—	—	—
	市町村・ 特別区分	—	—	—	—

(参考) 事業区分

(1) 通常収支分

(単位: 億円、%)

	H30 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
中小企業高度化資金貸付金	120	56.3	20.7	77.0	64.2%
土地区画整理組合等貸付金	5	3.7	0.3	3.9	78.0%
母子父子寡婦福祉資金貸付金	28	—	6.7	6.7	24.0%
災害援護資金貸付金	7	—	—	—	0.0%
都市開発資金貸付金	17	5.2	5.7	10.9	64.2%
市街地再開発組合等貸付金	8	—	4.0	4.0	50.0%
埠頭整備等資金貸付金	46	2.2	3.8	6.0	13.1%
公害防止資金貸付金	1	—	—	—	0.0%
木材産業等高度化推進資金貸付金	9	—	0.7	0.7	7.6%
沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	1	—	—	—	0.0%
日本政策金融公庫資金貸付金	32	0.0	18.4	18.5	57.7%
連続立体交差資金貸付金	1	—	—	—	0.0%
都市環境維持・改善事業資金貸付金	1	—	—	—	0.0%
電線敷設工事資金貸付金	3	—	—	—	0.0%
賑わい増進事業資金貸付金	1	—	—	—	0.0%
特定連絡道路工事資金貸付金	1	—	—	—	0.0%
合計	281.0	67.4	60.3	127.7	45.5%

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

※ 既同意等額には届出分（7月分まで）を含む。

(2) 東日本大震災分（復旧・復興事業）

	H30 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
災害援護資金貸付金	4.0	—	—	—	0.0%
合計	4.0	—	—	—	0.0%

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

## 4 大阪府の変更許可申請について

阪神・淡路大震災を受けて平成7年度に国から大阪府に償還期間12年で貸し付けられた災害援護資金貸付金については、転貸先の大阪府内の一般市町村において、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に基づき被災者からの償還を猶予したことに伴い、大阪府において一般市町村から府への償還を平成19年度、平成24年度及び平成27年度に猶予し、これと連動して大阪府から国への償還についても猶予してきたところ。

今回、平成27年度に延長した償還期限（H30.12.14）を迎えるにあたり、市町村において被災者からの償還を再度猶予し、大阪府におい

ても一般市町村から府への償還を猶予したことに伴い、大阪府から国への償還を再度猶予（3年間）することについて内閣府が承認済であることから、償還期間の変更について許可を行うもの。

### 【変更の経緯】

平成7年12月14日借入分

	平成7年度	平成19年度	平成24年度	平成27年度	平成30年度
償還期間	12年	17年	20年	23年	26年
未償還額	179,599千円	31,135千円	17,588千円	16,818千円	14,808千円

## 5 今後のスケジュール

国の予算等貸付金債については、平成30年度地方債同意等基準第二の三の1の（3）により、簡易協議によらないものとされており、本年度については9月（今回分）と2月の同意を予定している。

平成30年度 国の予算等貸付金債同意等額(第1回定例協議分)

(単位:百万円)

	都道府県・指定都市・一部事務組合			市町村・特別区			合計		
	同意	許可	計	同意	許可	計	同意	許可	計
1 北海道	-	1,664.000	1,664.000	269.400	-	269.400	269.400	1,664.000	1,933.400
2 青森県	-	-	-	25.264	-	25.264	25.264	-	25.264
3 岩手県	-	-	-	39.100	-	39.100	39.100	-	39.100
4 宮城県	-	-	-	16.200	-	16.200	16.200	-	16.200
5 秋田県	-	-	-	1.000	-	1.000	1.000	-	1.000
6 山形県	-	-	-	0.800	-	0.800	0.800	-	0.800
7 福島県	16.000	-	16.000	43.332	-	43.332	59.332	-	59.332
8 茨城県	-	-	-	400.000	-	400.000	400.000	-	400.000
9 栃木県	25.000	-	25.000	-	-	-	25.000	-	25.000
10 群馬県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 埼玉県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12 千葉県	-	-	-	12.000	-	12.000	12.000	-	12.000
13 東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 神奈川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 新潟県	418.182	-	418.182	-	-	-	418.182	-	418.182
16 富山県	21.237	-	21.237	12.020	-	12.020	33.257	-	33.257
17 石川県	24.000	-	24.000	15.000	-	15.000	39.000	-	39.000
18 福井県	-	-	-	8.800	-	8.800	8.800	-	8.800
19 山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 長野県	-	-	-	1.900	-	1.900	1.900	-	1.900
21 岐阜県	-	-	-	14.300	-	14.300	14.300	-	14.300
22 静岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23 愛知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24 三重県	-	-	-	3.200	-	3.200	3.200	-	3.200
25 滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26 京都府	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27 大阪府	-	1,000.000	1,000.000	76.817	-	76.817	76.817	1,000.000	1,076.817
28 兵庫県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29 奈良県	150.000	-	150.000	-	-	-	150.000	-	150.000
30 和歌山県	20.000	-	20.000	-	-	-	20.000	-	20.000
31 鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32 島根県	96.563	-	96.563	119.631	-	119.631	216.194	-	216.194
33 岡山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34 広島県	248.000	-	248.000	6.700	-	6.700	254.700	-	254.700
35 山口県	75.000	-	75.000	59.400	-	59.400	134.400	-	134.400
36 徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 香川県	-	-	-	38.357	-	38.357	38.357	-	38.357
38 愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39 高知県	-	-	-	5.000	-	5.000	5.000	-	5.000
40 福岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41 佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42 長崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43 熊本県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44 大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45 宮崎県	-	-	-	3.550	-	3.550	3.550	-	3.550
46 鹿児島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47 沖縄県	-	-	-	25.000	-	25.000	25.000	-	25.000
48 札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49 仙台市	5.900	-	5.900	-	-	-	5.900	-	5.900
50 さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51 千葉市	33.514	-	33.514	-	-	-	33.514	-	33.514
52 横浜市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
53 川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
54 相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55 新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
56 静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
57 浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
58 名古屋市	154.000	508.000	662.000	-	-	-	154.000	508.000	662.000
59 京都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60 大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
61 堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
62 神戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
63 岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
64 広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
65 北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66 福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
67 熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
68 特別区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
69 名古屋港管理組合	378.000	-	378.000	-	-	-	378.000	-	378.000
合計	1,665.396	3,172.000	4,837.396	1,196.771	-	1,196.771	2,862.167	3,172.000	6,034.167

※第1回定例協議は通常収支分のみ該当あり

平成30年度 国の予算等貸付金債 第1回定例協議分(団体別貸付金別同意等額①)

(単位:百万円)

		中小企業高度化資金貸付金			土地区画整理組合等貸付金			母子父子寡婦福祉資金貸付金		
		都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1	北海道	300.000		300.000						
2	青森県								18.264	18.264
3	岩手県									
4	宮城県									
5	秋田県									
6	山形県									
7	福島県								43.332	43.332
8	茨城県									
9	栃木県									
10	群馬県									
11	埼玉県									
12	千葉県								12.000	12.000
13	東京都									
14	神奈川県									
15	新潟県	300.000		300.000				65.482		65.482
16	富山県							21.237	12.020	33.257
17	石川県							20.000		20.000
18	福井県									
19	山梨県									
20	長野県									
21	岐阜県									
22	静岡県									
23	愛知県									
24	三重県									
25	滋賀県									
26	京都府									
27	大阪府	1000.000		1000.000					76.817	76.817
28	兵庫県									
29	奈良県	150.000		150.000						
30	和歌山県							20.000		20.000
31	鳥取県									
32	島根県							96.563	41.231	137.794
33	岡山県									
34	広島県	248.000		248.000						
35	山口県	75.000		75.000					16.000	16.000
36	徳島県									
37	香川県								38.357	38.357
38	愛媛県									
39	高知県									
40	福岡県									
41	佐賀県									
42	長崎県									
43	熊本県									
44	大分県									
45	宮崎県								3.550	3.550
46	鹿児島県									
47	沖縄県					25.000	25.000			
48	札幌市									
49	仙台市									
50	さいたま市									
51	千葉市							33.514		33.514
52	横浜市									
53	川崎市									
54	相模原市									
55	新潟市									
56	静岡市									
57	浜松市									
58	名古屋市							154.000		154.000
59	京都市									
60	大阪市									
61	堺市									
62	神戸市									
63	岡山市									
64	広島市									
65	北九州市									
66	福岡市									
67	熊本市									
68	特別区									
69	名古屋港管理組合									
	計	2073.000		2073.000	5	25.000	25.000	410.796	261.571	672.367

平成30年度 国の予算等貸付金債 第1回定例協議分(団体別貸付金別同意等額②)

(単位:百万円)

	都市開発資金貸付金			市街地再開発組合等貸付金			埠頭整備等資金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1 北海道									
2 青森県									
3 岩手県									
4 宮城県									
5 秋田県									
6 山形県									
7 福島県									
8 茨城県					400.000	400.000			
9 栃木県									
10 群馬県									
11 埼玉県									
12 千葉県									
13 東京都									
14 神奈川県									
15 新潟県									
16 富山県									
17 石川県		15.000	15.000						
18 福井県									
19 山梨県									
20 長野県									
21 岐阜県									
22 静岡県									
23 愛知県									
24 三重県									
25 滋賀県									
26 京都府									
27 大阪府									
28 兵庫県									
29 奈良県									
30 和歌山県									
31 鳥取県									
32 島根県		50.000	50.000						
33 岡山県									
34 広島県									
35 山口県									
36 徳島県									
37 香川県									
38 愛媛県									
39 高知県									
40 福岡県									
41 佐賀県									
42 長崎県									
43 熊本県									
44 大分県									
45 宮崎県									
46 鹿児島県									
47 沖縄県									
48 札幌市									
49 仙台市									
50 さいたま市									
51 千葉市									
52 横浜市									
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市									
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市	508.000		508.000						
59 京都市									
60 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市									
65 北九州市									
66 福岡市									
67 熊本市									
68 特別区									
69 名古屋港管理組合							378.000		378.000
計	508.000	65.000	573.000	6	400.000	400.000	378.000		378.000

平成30年度 国の予算等貸付金債 第1回定例協議分(団体別貸付金別同意等額③)

(単位:百万円)

	木材産業等高度化推進資金貸付金			日本政策金融公庫資金貸付金			合計		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1	北海道			1364.000	269.400	1633.400	1,664.000	269.400	1,933.400
2	青森県				7.000	7.000		25.264	25.264
3	岩手県				39.100	39.100		39.100	39.100
4	宮城県				16.200	16.200		16.200	16.200
5	秋田県				1.000	1.000		1.000	1.000
6	山形県				0.800	0.800		0.800	0.800
7	福島県			16.000		16.000	16.000	43.332	59.332
8	茨城県							400.000	400.000
9	栃木県	25.000	25.000				25.000		25.000
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県							12.000	12.000
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県	43.000	43.000	9.700		9.700	418.182		418.182
16	富山県						21.237	12.020	33.257
17	石川県			4.000		4.000	24.000	15.000	39.000
18	福井県				8.800	8.800		8.800	8.800
19	山梨県								
20	長野県				1.900	1.900		1.900	1.900
21	岐阜県				14.300	14.300		14.300	14.300
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県				3.200	3.200		3.200	3.200
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府						1,000.000	76.817	1,076.817
28	兵庫県								
29	奈良県						150.000		150.000
30	和歌山県						20.000		20.000
31	鳥取県								
32	島根県				28.400	28.400	96.563	119.631	216.194
33	岡山県								
34	広島県				6.700	6.700	248.000	6.700	254.700
35	山口県				43.400	43.400	75.000	59.400	134.400
36	徳島県								
37	香川県							38.357	38.357
38	愛媛県								
39	高知県				5.000	5.000		5.000	5.000
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県							3.550	3.550
46	鹿児島県								
47	沖縄県							25.000	25.000
48	札幌市								
49	仙台市			5.900		5.900	5.900		5.900
50	さいたま市								
51	千葉市						33.514		33.514
52	横浜市								
53	川崎市								
54	相模原市								
55	新潟市								
56	静岡市								
57	浜松市								
58	名古屋市						662.000		662.000
59	京都市								
60	大阪市								
61	堺市								
62	神戸市								
63	岡山市								
64	広島市								
65	北九州市								
66	福岡市								
67	熊本市								
68	特別区								
69	名古屋港管理組合						378.000		378.000
	計	68.000	68.000	1399.600	445.200	1844.800	4,837.396	1,196.771	6,034.167



# 根拠条文

## 1 地方債協議等関係

### (1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)(抄)

(地方債の協議等)

第五条の三 **地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。**ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2~10 略)

11 総務大臣は、第一項の規定による協議における**総務大臣の同意**並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

(地方債についての関与の特例)

第五条の四 **次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。**この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 前条第四項第一号に規定する**実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体**

三~六 略)

2~3 略)

4 普通税(地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。)の税率のいずれかが**標準税率未満である地方公共団体**(第一項各号に掲げるものを除く。)は、**第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。**この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5~6 略)

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の**総務大臣の許可**並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

### (2) 地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)(抄)

(地方債の協議の相手方等)

第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、**第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。**

一 都道府県若しくは地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)(以下この項において「都道府県等」という。)(又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの

二 市町村又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの(都道府県等が加入するものを除く。)

2 法第五条の三第一項の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分(以下「事業区分」という。)(ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 **都道府県知事は、法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

第三条~第二十条 略)

(地方債の許可手続)

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項又は第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、**第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。**

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、**あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、第一項に規定する許可又は前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可又は同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該許可又は同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

第二十二條～第二十九條（略）

（決算未提出期間における起債の協議等についての特例）

第三十條 **地方自治法第二百三十三條第一項**の規定により一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における**法第五條の三第三項**及び**第五條の四第一項**の規定並びに**第二十二條**の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五條の三第三項	実質公債費比率	当該年度の前年度の実質公債費比率
	実質赤字額	当該年度の前年度の実質赤字額
	連結実質赤字比率	当該年度の前年度の連結実質赤字比率
	将来負担比率	当該年度の前年度の将来負担比率
法第五條の四第一項第一号	前条第四項第二号	当該年度の前年度の前条第四項第二号
法第五條の四第一項第二号	前条第四項第一号	当該年度の前年度の前条第四項第一号
第二十二條	前年度	前々年度

（3）平成30年度地方債同意等基準（平成30年総務省告示第149号）（抄）

第二 協議団体に係る同意基準

二 協議に当たっての事業区分

1 通常収支分

- (一) 一般会計債
- (二) 公営企業債
- (三) 被災施設借換債

**(四) 国の予算等貸付金債**

国の予算等貸付金債については、国の予算から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。

(五) 補正予算債

三 簡易協議手続に関する事項

1 簡易協議

(2) 簡易協議の対象

二の1の(一)から(三)まで、(五)及び(六)、二の2の(一)、(二)の(1)から(3)まで、(三)及び(五)に掲げる事業区分を原則として簡易協議手続の対象とするものとする。

(3) **簡易協議の対象とならない地方債**

**(2)以外の地方債**については、起債ごとに、**個別に協議を行うものとする。**

（4）平成30年度同意等基準運用要綱（平成30年4月2日総務副大臣通知）（抄）

第五 その他の留意事項

六 国の予算等貸付金債

1 国の予算等貸付金債の対象事業は、主として次に掲げるものであること。

(1) 通常収支分

- ア **中小企業高度化資金貸付金**
- イ **土地区画整理組合等貸付金**
- ウ **母子父子寡婦福祉資金貸付金**
- エ **災害援護資金貸付金**
- オ **都市開発資金貸付金**
- カ **市街地再開発組合等貸付金**
- キ 有料道路（駐車場を含む。）整備資金貸付金
- ク **埠頭整備等資金貸付金**
- ケ 公害防止資金貸付金

- コ 農業共済資金貸付金
- サ **木材産業等高度化推進資金貸付金**
- シ 沿道整備資金貸付金
- ス 沖縄振興開発金融公庫資金貸付金
- セ 農地保有合理化促進対策資金貸付金
- ソ 就農支援資金貸付金
- タ **日本政策金融公庫資金貸付金**
- チ 連続立体交差資金貸付金
- ツ 都市環境維持・改善事業資金貸付金
- テ 地域商店街活性化高度化資金貸付金
- ト 電線敷設工事資金貸付金
- ナ 賑わい増進事業資金貸付金
- ニ 特定連絡道路工事資金貸付金

- (2) 東日本大震災分（復旧・復興事業）  
災害援護資金貸付金

※ 各貸付金の根拠条文は省略

- 2 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続と同スケジュールにより、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行うものであること。

## 2 災害援護資金貸付金の貸付け及び支払猶予関係

### (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（抄）

（災害援護資金の貸付け）

**第十条 市町村は、**条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に對し、生活の立て直しに資するため、**災害援護資金の貸付けを行うことができる。**

- 一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷
- 二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害
- 2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。
- 3 災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年を超えない範囲内で政令で定める。
- 4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセントとする。

（都道府県の貸付け）

**第十一条 都道府県は、**市町村（地方自治法 昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第十三条第一項を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、**市町村に貸し付けるものとする。**

- 2 前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十一年を超えない範囲内で政令で定める。

（国の貸付け）

**第十二条 国は、指定都市が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額又は都道府県が前条第一項の規定により市町村に貸し付ける貸付金の額の三分の二に相当する金額を、**延滞の場合を除き無利子で、**指定都市又は都道府県に貸し付けるものとする。**

- 2 前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十二年（指定都市に対するものにあつては十一年）を超えない範囲内で政令で定める。

### (2) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）（抄）

（償還金の支払猶予）

**第十一条 市町村は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、**災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第七条第二項の規定にかかわらず、**償還金の支払を猶予することができる。**

- 2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

第十二条～第十五条（略）

附則

1～2（略）

3 阪神・淡路大震災に係る法第十二条第一項の規定による国の貸付金に係る**国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十四条第一項の規定の適用**については、次に掲げる場合においては、**同項第六号に該当するものとみなし、**かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

- 一 **府県が、市町（指定都市を除く。）に対し、地方自治法施行令第百七十一条の六第一項の規定により府県の貸付金の償還期限を延長したとき。**
- 二 **指定都市が第十一条第一項の規定により償還金の支払を猶予したとき。**

### (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（履行延期の特約等）

**第一百七十一条の六 普通地方公共団体の長は、**債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、**次の各号の一に該当する場合には、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。**この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 **貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なつた場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。**

#### (4) 国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)(抄)

(履行延期の特約等をするのできる場合)

**第二十四条** 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権(国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。)について、他の法律に基く場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り、政令で定めるところにより、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 契約に基く債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、所定の履行期限によることが公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき。
- 五 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

六 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付を行つた場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第四号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2~3 (略)

(履行期限を延長する期間)

**第二十五条** 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限(履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日)から五年(前条第一項第一号又は第六号に該当する場合には、十年)以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をするを妨げない。